

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成30年3月16日(金曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午後 2時 1分 散会

付託事件

議案第8号, 議案第18号中第1表中歳出中第3款中都市建設委員会所管分, 第8款及び第11款中都市建設委員会所管分並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中都市建設委員会所管分, 議案第23号, 議案第24号, 議案第30号, 議案第32号, 議案第34号, 議案第36号中第1表中歳出中第8款及び第2表継続費補正中第8款, 議案第39号, 議案第43号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 8号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第18号 平成30年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款(民生費)中都市建設委員会所管分, 第8款(土木費)及び第11款(災害復旧費)中都市建設委員会所管分並びに第2表継続費中第8款(土木費)並びに第3表債務負担行為中都市建設委員会所管分
- ③ 議案第23号 平成30年度水戸市東前第四土地区画整理事業会計予算
- ④ 議案第24号 平成30年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算
- ⑤ 議案第30号 平成30年度水戸市下水道事業会計予算
- ⑥ 議案第32号 水戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第34号 常磐線内原・赤塚間赤塚駅西線こ道橋新設工事委託協定の変更について
- ⑧ 議案第36号 平成29年度水戸市一般会計補正予算(第6号)中第1表中歳出中第8款(土木費)及び第2表継続費補正中第8款(土木費)
- ⑨ 議案第39号 平成29年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算(第1号)
- ⑩ 議案第43号 平成29年度水戸市下水道事業会計補正予算(第2号)

2 出席委員(6名)

委員長	黒木	勇	君	副委員長	大津	亮一	君
委員	中庭	次男	君	委員	飯田	正美	君
委員	高橋	丈夫	君	委員	松本	勝久	君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

建設部長	猿田佳三君	建設部技監兼 道路管理課長	木村勤君
建設部技監兼 建築課長	小林幸夫君	建設計画課長	大森幹司君
道路建設課長	安達茂君	生活道路整備 課長	川又弘一君
河川都市排水 課長	三村隆君	土木補修事務 所長	大山裕己君
内原建設事務 所長	谷萩幸治君		
都市計画部長	村上晴信君	都市計画部 副部長	綿引信明君
都市計画部技監兼 建築指導課長	川崎洋幸君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪貴之君
都市計画部参事兼 住宅政策課長	和田宏君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加藤久人君
都市計画課長	黒澤純一郎君	公園緑地課長	上田航君
下水道部長	白田敏範君	下水道部技監	弓野憲一君
下水道管理課長	鬼澤英一君	下水道整備課長	松葉光隆君
下水道施設 管理事務所長	小田博之君		

6 事務局職員出席者

議事係長	綱島卓也君	書記	武田侑未子君
------	-------	----	--------

午前10時 1分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会させていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第8号ほか9件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第8号ほか9件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認め、一括議題とさせていただきます。

それでは、付託議案については一通りの説明が終わりましたので、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第8号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。
中庭委員。

○中庭委員 これは、都市公園の中の運動施設の割合の上限を決めたものですが、私も見ましたらかなりアンバランスがありますが、将来、この50%というのがこの面積の基準になっているんです。50%を超えないということなんですが、これは今後の条例改正によって50%を超えることもあり得るのかということについて、お答えいただきたいと思っております。

というのは、面積が小さい公園については、そこにどんどん施設を建てられるということもありますので、そういうことも将来あるのかと、可能性があるのかということをお聞きしたいと思っております。

○黒木委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、公園緑地課提出の議案第8号参考資料を見ていただきたいのですが、一番下の表の一番右に、まず各都市公園の運動施設率が記載してございます。それらの数字につきましてまだ余裕がございますので、100分の50で問題ないというふうに考えております。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 例えば、この総合運動公園で42.4%ということで、かなり50%に近づいていらっしゃいますよね。今後、さらに施設をつくるということになればこれを超える可能性があるんですが、東町運動公園にしても29.6%ですけども、これは県の常磐線の向こう側の土地まで含めた用地を入れているわけですけども、私は、やはり50%は守るということが必要なので、今後、公園の中にたくさん施設をつくるということは余り好ましいことではないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○黒木委員長 上田課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

水戸市の場合につきましては、今のところ100分の50を超えるというような状況にないということで、この100分の50という数字を国の100分の50を参酌しまして定めさせていただくことといたしました。

しかし、将来的にその100分の50を超えなくちゃいけない場合もあるのかという御質問かと思うんですけども、例えばなんですけど、100分の50がネックとなって今のバリアフリーの改修ができないですとか、あと例えば各県で行われる国体なんかでどうしても施設が必要になったときに、その100分の50がネックとなって、いろいろな施設の建設ができないというようなときには、新たな土地を求めなければいけないといったことが、全国的なお話になるかとは思いますが、実情として考えられるということで、今回各自治体で100分の50という数字が基準にはあるんですが、それを参酌して各自治体の実情に合わせて、ある程度変えてもいいというようなことで、この今回の改正というような経緯がございますので、将来、本市におきましてそういった状況が起きた場合には、また改めて条例として当委員会のほうで審議をいただきたいというふうに考えております。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第8号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第18号 平成30年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中都市建設委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中都市建設委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）並びに第3表債務負担行為中都市建設委員会所管分について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 私は、土木費の中の、泉町1丁目北地区市街地再開発事業について、質問したいと思います。

水戸市は、来年度予算で市民会館をつくるための泉町1丁目の再開発のために、その補助金、負担金として32億円と、再開発組合の無利子貸付金8億円で合計40億2,980万円ということになっています。

まず1つは、32億円のうち27億円は補助金と、それで5億円は負担金ということになっていますが、この内訳について、お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

32億円の内訳でございますが、公共施設管理者負担金として予算措置を予定しています4億9,600万円でございます。この内容でございますが、そのうち4.5億円が用地補償費、4,000万円につきましては、一部の道路工事分を見込んでございます。市街地再開発事業補助金でございますが、27億3,520万円、全てが補償費を見込んでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますと、27億円は全て補償費ということになると、あの地域には35人の土地所有者がいて、借地権者も3人、その他テナントの方も含めて12人ですか、合計50人いらっしゃるんです。この50人の全ての人たちの移転補償費ということになるわけですか、これは。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

先ほどの答弁で、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

市街地再開発事業補助金27億3,520万円、全て補償費と申し上げましたが、そのうち一部につきましては、登記費用、あるいは審査会に要する経費、こういったものも含んでございます。訂正させていただきます。

改めての御質問でございます補償費でございますが、補償費につきましては、これまで平成28年度の繰越予算、あるいは今年度の予算でも一部対応を見込んでいるところでございます。来年度予算措置をさせていただく補償費をもちまして、地区内の権利者全員への補償費の対応を終えるという予定でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうしますと、27億円の大部分は補償費。それから5億円についても道路建設に伴う補償費ということと、今、答弁いたしました20億円ですね、今年度予算。合わせると60億円になりますよ、これね。無利子貸付金を除くと52億円ということになりますが、この52億円でこの35人の地権者全ての移転補償費が予算化されたということなんですか、そうすると。その辺、もう少し詳しく説明していただきたい。35名全ての地権者の補償費なんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

まず、権利者の数につきましては、所有権をお持ちの方、それと借地権をお持ちの方で38名の権利者と把握をしております。そのうち補償対象は、全ての権利者に対応する補償費を来年度の予算で賄う予定でございますが、具体的な金額につきましては、平成28年度の繰越予算、あるいは平成29年度の現年度繰越予定の予算に加えて来年度要望します予算で全て対応するというところでございますが、具体的な金額につきましては、全体で補償費に充当する分は、約52億円を予定しております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 市民会館については、市民の皆さんの強い反対がある。1万5,000名の、住民投票を求める署名も出されたということで、まだ県の事業認可もおりていないんですよね。それから、当然、都市計画法の第111条に基づいて、権利変換計画もつくらなければならないと。その後、土地の買収、移転補償というのがあるわけですが、それもない中で、どんどん予算だけはつけていくというやり方は、私はこれは都市計画法のルールを無視し、そして住民の反対も無視し、また反対している地権者の人たちの意見も無視して補償費を満額つけちゃうということは、これは極めて問題ではないかと、住民無視ではないかと思うんです。

そこで、もう一つお尋ねしたいんですけれども、今年度予算で、20億2,820万円の補償費を組みましたよね。先ほど加藤所長が述べました。その中で、今回17億7,750万円の繰り越しが行われました。これは予算書に出ていますが、そうすると、逆算して言えば、2億5,070万円、もう既に補償費を支払っちゃったということでありまして。本会議の田中真己議員への答弁では5件の買収をしたということなんですけど、この5件の買収費用というのは幾らぐらい出したのかというのをまずお答えいただきたいのと、もう一つは、この都市計画法第111条に違反するんじゃないかと思うんですが、この2つについてお答えいただきたい。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 まず、第1点目の、今年度の予算の執行の件につきましては、来年度予算の議論とは違ってまいります、お答えしてよろしいのでしょうか。

○黒木委員長 すみません、中庭委員。昨年……

○中庭委員 議案に出ているんです、今回の議案の中に。

○黒木委員長 どこに出ているんですか。

○中庭委員 補正予算の中に……

○黒木委員長 補正でしたら、じゃ、次の議案第36号で……

○中庭委員 議案第36号の中でやりますか、そうですか。いずれにしても、5件の方の買収をしてしまったということになるんですが、買収総額は今まで幾らぐらい使ったんですか。

○黒木委員長 すみません、今回、議長から付託されています審議日程に関しましては、今議案第18号で、平成30年度の一般会計予算をやっていますので、前年度はちょっと切り離していただいて、平成30年度だけやっていただいて、あと残り、全体的な質疑は特別委員会を設けていますので、そちらでやっていただけると整理がつくので、よろしくお願いいたします。

○中庭委員 わかりました。

結局、今回20億円、そして32億円の補償費を組んで、52億円の移転補償費をもう支払う予算を組んでしまったと、これから組むということなんですよ。それで、こういう、今までこの権利変換計画の後に買収ができるということを見捨ててですね、どんどん5件の買収をしたということは、これは都市計画法の第111条に違反するんじゃないですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

都市計画法第111条につきましては、申しわけございません、認識しておりません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 都市計画法では、権利変換計画をやった後にその土地の買収ってできるんですよ。ところが、そういう権利変換計画もないでしょう、まだ。事業認可もない。今、事業認可については、県に対して136名の方が意見を述べて提出していますよね。県では、これについて口頭意見陳述が今日から始まって、26日までやるんです。その上で、出された意見を考慮して判断するというのは、これは都市計画法に基づいているんです。その後、権利変換計画ができて、これは案ができて縦覧して、そして認可を得て、それで初めて土地の買収というのは、移転補償というのは始まるんです。これが、都市計画の流れじゃないんですか、都市計画法の。その辺をちょっと確認したい。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

委員のおっしゃる都市計画法というお話でございますが、おそらく都市再開発法の誤りではないかと思っております。

都市再開発法の第111条につきましては、あくまで権利変換のタイプを定める条文でございます。権利

変換のタイプにつきましては、全員同意で定める場合、あるいは縦覧型で定める場合、そういった規定の1つとして第111条の規定がございます。決して事前買収にかかわる条文ではないと認識しております。

また、一方で、事業認可前の任意の買収につきましては、国のほうから平成14年に通達が出ております。この通達に基づきまして、事前に国との協議を踏まえて任意買収を行ったものです。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 その国の通達っていうのはありますよね。その国の通達は、あくまでもその所有者のその生活再建のために必要な場合は買収するという事になっているんです、限定なんです。要するに、権利変換計画がなくても、どんどん買収できるというものではないということなんですよね。

だから、権利変換計画もない、事業認可もないのに土地を買収していったら、それこそ後で大問題になるでしょう、これ。そういうのを既に5件もやっていると。この中で私、法務局に行って登記簿謄本を調べてみましたが、このテナントの中で反対している方がいらっしゃるんです。その方の土地まで、今回再開発組合が市の補助金を受けて買収しちゃったということも行っているんですよ。こういうことが許されるのかと、一体。国の例外規定を悪用して、どんどん拡大して土地を買収してしまうということにならないかということなんですけれども、いかがですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

あくまで、法令の適用の中で対応をしておるところでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 それは、そういう例外規定の悪用以外の何物でもないと、要するに市民を無視してどんどん買収してしまうという形に、私はなと思う。

そこでもう一つ質問したいのは、あの地域には明確に反対の地権者もいらっしゃいます。今回の事業認可でも、反対の意見書を出している方がいらっしゃいます。そういう方が何人かいらっしゃる中で、今回、平成30年度に全て土地を買収するという、今、予算になっているんですけれども、そういうことはできるんですか。これは住民無視じゃないですか。こういう、来年度予算の中で全て補償費を組んでしまうということは本当にできるんですか、こんなこと。

○黒木委員長 ちょっと確認なんですけれども、先ほどの答弁の中で、平成29年、30年、31年までという答弁だったと思うんですけれども、それも含めて。

加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 改めてお答えいたします。

補償費に関する年度のお話だと思いますが、補償費の対応としましては、平成30年度、来年度の予算をもって対応する予定でございます。平成30年度で補償費の対応は終わる予定でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 平成30年度、だから今年の4月、来月から来年の3月までの1年間で全て買収してしまうという予算なんです、これは。権利変換計画もない、事業認可もない、そういう中でそういう予算を組んで、

地権者の中でも反対がある、こういう中でこの予算を組めるのかと。住民無視にならないかという点、ちょっとお答えいただきたい。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

昨年の特別委員会におきまして、再開発事業のスケジュールをお示しさせていただきました、それまでの予定よりも1年5カ月延び、市民会館のオープンが平成34年9月になるというスケジュールにつきましては、御理解を得たところでございます。

その中で、権利変換計画の目標としましては、平成30年度内に権利変換計画の認可を取得するというところも含めて、特別委員会の御理解を得ております。権利変換計画の認可を受けると、法律的に補償費の支払い期限というものも自動的に迎えることとなりますので、それに対応するための予算措置がなければ、事業を進めるという担保がないということで、権利変換計画の認可を取得するという前提での、それに備える予算措置でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 事業認可を今、県がするかどうかということで、そのための予算の編成だというのが1つありましたね。そうすると、全く見通しが無いものを予算上組んだということにはならないかと。それからもう一つお聞きします。加藤所長、地権者の方が反対しているにもかかわらず予算を組んだというんですけれども、どういうふうにはこれは、その人たちのいわゆる所有権を移転するんですか。

要するに、反対しているにもかかわらず、買収すると、移転補償費を支払っちゃうということですから、どういう手続でやるの、それは。そんなのできるの。どういう手続なのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

反対者がいる中で今後の手続というお話でございますが、組合としましては反対者に対しても、今後手続が進む中で並行的に同意を得られるように鋭意交渉を進めていくとかがっております。その上で、再開発事業の今後の節目となる事業認可、あるいは権利変換計画の認可、こういったものもこれ以上の遅延が許されないという状況もでございます。そういう中で、権利者対応につきましては、組合と市が連携をとって、今後とも続けていきたいと思っております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、加藤所長から事業の遅延は許されないという話がありました。今後、組合とよく話し合っ
て進めていきたいということになると、これは強制執行するという意味を、今、加藤所長が述べたということですね。住民の反対を無視してやるということで、この遅延は許されない、しかし事業は組合と話し合っ
て進めていくと。どういう手段をとるんですか、そうすると。

○黒木委員長 今、強制的にやるっておっしゃっていないですね、答弁では。同意を得られるように……
松本委員。

○松本委員 中庭委員の立場と私の立場というのはおのずから違うんですけども、私は、多くの市民のほうから、市民会館はいつオープンできるんですかと、いつできるんですかというような、今までこちらの市民

会館を利用されていた多くの団体、例えば芸能大会にしろ民謡大会にしろ、いろんな団体等がこっちを利用していましたよね。それが今、できなくなっているというような状況で、いつできるんですかというような、多くの市民の方々から私のほうにも問い合わせがあるんです。

ですから、私はこの平成30年度の予算というものは、要するにできるという前提のもとに、最悪の場合は違う場合もあるかもしれませんが、そういう予定で予算化をされているんであって、この予算を消化するために、執行部のほうは一生懸命頑張ってやっていただきたいと、こういうことでこの平成30年度の予算というものは、しっかりと執行部のほうで審議をされて、精査された議案なんですから、私はこの議案に対しての云々はございませんので、やはり一日も早い完成を目指して、市民会館の進捗に当たっていただきたいというふうに私は思うんです。

ですから、過去の5件の云々とか、まだ都市計画法がこうなのに、ああなのに、予算がどうなんだというふうな、今、意見も出ているようでありますけれども、これからはそういうものを済ませていって、そのとき、いざというときにやっぱり、じゃ、卵が先か鶏が先かの話になっちゃって、お金がなければ何もできなくなっちゃうんです、逆に。ですから、そのために予算というものを組んでおくわけですから、私はそれに向かって邁進して、執行部一同、この加藤所長のほうだけじゃなくて、都市計画部のほうとか建設部のほうも一体となって、やっぱりこの事業に対して、大きな事業でありますので、頑張ってやっていただきたいというふうに、私は皆さんに御期待をして、この件については何ら問題はないだろうというふうに思っていますので、委員長、よろしくお願いします。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、水戸市のやり方を図式化してみたんです。

今回の予算は、大きく言って住民無視の予算編成ではないかと。そして、都市計画法の手続を無視していると。要するに、権利変換計画だとか事業認可の手続を無視して予算を進めたと。そして、反対者がいるビルまで買収しちゃったと。そして、移転補償費を全て今年度と来年度で、60億円組んでしまうと。だから、こういうことを今の執行部がやっているんです。要するに、まだ反対者もいる、市民の意見で反対もあると。事業認可も受けていないという中で、こういうことをやっていいのかということを私は言いたいんです。このことを。住民の反対を無視していいのかということを、私は述べているんです。こういうことをやっていいのかと、今の水戸市として。

私は……

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 はい。

○黒木委員長 まず、間違っているのが、都市計画法じゃなくて都市再開発法の第111条ですよ。ちょっと間違っている。

○中庭委員 都市再開発法ね。

○黒木委員長 それで、中庭委員。おっしゃっていることは、主張されることはよくわかります。

今回の定例会の中庭委員の一般質問でも、やっぱり述べられていますし、代表者の田中議員さんの中でも土田議員さんの中でも、やりとりされているように、主張されていることはわかりますので、十二分に。

ですから、今回は、この予算に対して賛成か反対かという部分のところで、反対だということであれば、採決のとき反対だということによっていただければ、十二分に私たちも中庭委員の主張はわかりましたので、おっしゃっていることは。それは加藤所長も……

○中庭委員 もう一つ別の問題で質問したいことがあります。

今回、都市開発資金8億円の貸し付けを行うということになっています。この貸付金の8億円のうち4億円は国からお金が出るということを見込んで補助を行ったということなのですが、この8億円のお金の使い道、そして、貸し付けるんだけど、半分は国からの補助が見込めるということなんだけども、その根拠は何なのかと。国の補助が見込める根拠というのは何なのかということをお答えいただきたい。

それから、さっきの60億円の移転補償、今回の32億円の移転補償費の中に、伊勢甚などの補償も行うのか、支払うお金となっているのかと。この中には、伊勢甚の大変大きなビルがありますけれども、その解体費も含まれるのかということについてお答えいただきたい。

それから、私、質問しちやいますから、ずっと。

あと、志村病院の移転に伴って、移転先の用地買収費は志村病院が支払ったんです。そして今度は、今移転工事が行われていますが、このお金はどういう形で支払われているのか。例えば、志村病院が支払っているのか、あるいはどこかの銀行から借りて出したのか、その補償はどうなっているのかということについて、お答えいただきたいというふうに思います。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

都市開発資金の8億円に関する御質問でございます。

まず、法的な根拠でございますが、都市開発資金の貸し付けに関する法律、この法律に基づき、国が定める都市開発資金貸付要領というものがございます。これに、基づく対応でございます。

次に、8億円の使途でございますが、ただいま御説明申し上げました法律、あるいは要領の中で、費用の範囲としましては、調査設計費、土地整備費、工事費等、市街地再開発事業の施工に必要な費用であることという定めがございます。この定めに基づき、組合のほうでは予算措置をいただければ執行していくということございまして、それ以上の具体的な使途につきましては、予算措置された後に、組合で検討をしていくものと承知してございます。

また、志村病院に関する御質問でございますが、あくまで志村病院個人としての資金調達の計画に基づき、ただいま移転工事を進めていただいているところでございまして、内容につきましては承知してございません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 お聞きしたのは、4億円、貸付金の半額は国が貸し付けるということになっているんですね。国が4億円、市が4億円。その4億円のうちの3億円は市債。残り1億円は一般財源と、これは昨年10月11日の特別委員会でお出された資料で書いてありますが、この4億円の負担というのは、これはきちんとした何か根拠があって出しているのかというのが1つと、それからもう一つは……

○黒木委員長 いや、違います。4億円というのはその志村病院に関する個人の資金調達に関しては答えら

れませんと言って……

○中庭委員 これは違う、今言ったのは貸付金の話です。都市開発資金の4億円の話なんだけれども、この4億円は国が出すということになっていますよ、これ。この見通しというのはどういう見通しがあつてつけたのかということです。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

4億円の根拠につきましては、事前に国のほうから、来年度の予算措置をする上での当該都市開発資金の需用の調査というものが来ております。それとあわせまして、水戸市として財源措置が可能な額である両方を満たす適正な金額という判断のところで4億円という数字を決めさせていただきました。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 それは、水戸市が決めたんですね。そうすると水戸市が決めたのであって、国から4億円を出しますという、何の保証もない。出なければ結局水戸市がその全額を負担するということになるわけですよ、これは。

それから、もう一つは、この特別委員会の平成29年10月11日の資料でも、こう書いてありますよ。事業収支のうち収入については、国及び市の補助金等のほか、本市が負担する保留床処分金で収入を賄うことになっていると。そういう仕組みになっているんです。ところが、これは極めて特殊な特例的な貸し付けなんです。ここに書いてありますように、例えば60億円の補償金にしても、これはちゃんと水戸市が支払うという形になっているわけですけども、こういう、全く特例的なお金を貸し付けてどんどん進めるというやり方は、私はこれはおかしいんじゃないかというのを指摘したいと思うんです。

私がさっき質問した、この伊勢甚の補償費、権利変換計画の中には伊勢甚に対する補償も含まれているのかということと、あと補償費以外に解体費もこれは含まれているのかということをお聞きしているんですけども、答弁を求めたいと思います。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、伊勢甚も権利者の中の一法人でございます。当然、来年度の予算をもって補償費の対応が全て終える予定でございますので、その中には含まれてございます。

また、解体費に関する御質問でございますが、解体費用につきましては、来年度の予算では見込んでございません。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回の、32億円の補償費の中に、伊勢甚の補償費も含まれているということですね。さらに、それ以外に今度はその翌年の予算で解体費も予算化されるということでありまして、そういう点では、かなり至れり尽くせりの土地買収が行われるということになりますよね、これは。だから、私は今回のこういうこの予算を、結局どんどんつけてしまつてどんどん支払うというやり方は、これはおかしいんじゃないかというふうに思います。

それから、あともう一つは、今回の予算の中に、泉町周辺地区の整備事業費として3億3,300万円が計上されていますが、この中身は何ですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

泉町周辺地区整備事業費の内容につきましては、北地区の再開発事業の周辺で、道路の拡幅整備を予定しております。2路線ございます。市道上市196号線、市道上市189号線、道路拡幅につきましてはこの2路線、さらに現京成百貨店と地下通路を延伸して北地区と結ぶための地下通路、この整備費につきましてもこの事業費で見込んでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、この2路線の予算の中には、駐車場建設にかかわる市道上市196号線の予算というのは含まれているんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

市道上市196号線にかかわる、あくまで道路の拡幅整備に要する費用を来年度見込ませていただいております。駐車場の整備に関する予算につきましては、商工費の予算計上をしておるところでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 それは、商工費については、4,030万円ですか、設計費。それから土地代として土地開発公社から5,820万円、合わせて約1億円が計上されております。その予算について私は撤回を求めたんですが、結局これと一体の、みと文化交流プラザと駐車場の建設予定地の間の道路の予算も、今回組まれているということでありまして、そういう点では、今回の予算、市民会館に伴う建設、周辺整備、用地買収、全て一方的に市がどんどん進めていくというやり方は、私は……

○黒木委員長 中庭委員、月曜日に意見を伺いますので、今日は質問をしてください。もう中庭委員だけで40分使っていますので。先に進めていただきたいと思いますけれども。

○中庭委員 そうですか。じゃ、わかりました。じゃ、先に進めます。

じゃ、市民会館については月曜日に意見を述べたいと思います。

それ以外で、今回、私が予算書を見て感じた点は、道路関係の予算の減額、それから雨水排水対策の減額ということで、市民のかなり切実な要望の予算が削られているということで、例えば、この排水路整備事業費、前年度6億3,590万円が、今度は4億4,240万円で30%減額ということになってしまいました。1億9,350万円の減額ということで、工事路線も11路線から8路線に減ってしまったんです。

今、温暖化によって集中豪雨が多くなる中で、現在、たくさん要望箇所も出ていらっしゃる。水戸市の雨水排水施設整備プログラムでは、この2018年度末で、もう130カ所にもなるという中で、現在これがもっとふえているという状況の中で、たった8路線だけで市民の要望に応えられるかということなんです。まず質問は、現在、何カ所ぐらい、何でこんなに減ってしまったのかお答えいただきたい。30%も雨水対策費が減ってしまった理由をお聞きしたい。

○黒木委員長 大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

先ほど、中庭委員のほうから御質問いただいた内容については、予算関係参考資料、平成30年度当初予算の概要の19ページ、20ページをお開き願いたいのですが、その20ページのほうの上から2行目、排水路整備事業費のところ、予算が昨年度よりも30%ほど減っているのではないかとというような御質問、それから、その市内における冠水対策を行うのにどうなんだというような内容だったかと思われませんが、水戸市内の全域において行っている雨水対策等につきましては、主に排水路整備事業のほか、都市下水路整備事業もあわせて、市内全域の冠水解消を図るために事業を推進しているところでございまして、今回、排水路だけで見ると確かに減額とはなっておりますし、都市下水路としても確かに金銭的には減額になっているところもございしますが、必要な事業費を計上していることになっています。

それで、こちらの事業費については、工事の内容、規模などによって、多少事業費が大きくなったり小さくなったりというところがありますので、一概に金額が減ったからということではなく、その右側の内容のところを見ていただくと、都市下水路整備費なんかでは、路線数がふえて延長もふやしているというような形なので、総合的に市内の冠水解消を図るために予算のほうを計上して、事業の推進に努めていきたいと考えてございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、大森課長さんが、一生懸命にやっているんだというんですけれども、この説明書を読んでも、11路線で1,760メートルの今年度は排水路の事業計画なんです。ところが、来年度では8路線で1,265メートルでありまして、3分の1ぐらい減っちゃうんです、路線の長さも、大森課長さん。

だから、そうなれば、私は結局今の温暖化による集中豪雨の、市内であちこちたくさん問題が起きているというのに対応できないんじゃないかと、これでは。質問ですが、今、雨水排水施設整備プログラムでは、200以上の箇所があるということになっていますよね、今何か所くらい要望って出ているんですか、これは。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

雨水排水施設整備プログラムのほうに位置づけている箇所数は幾つかということで、要望ということではなくて、現在、私どものほうで平成28年度末現在でまだ対策が行われていない箇所として把握しているのは223カ所でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 223カ所もあるのに、8カ所しか予算をつけていないと。そしてその予算も、30%も前年度と比べて減らしてしまったということで、そのほかを調べてみますと、都市下水路整備事業費が22%減ですよね。前年度4億7,470万円が、来年度予算では3億6,745万円ですから、1億725万円も減っているということで、私は、こういう点では、市民会館にどんどん予算を、今年度は20億円から40億円にふやすと。その一方で、こういう予算が減ってしまうというのは、やっぱり4大プロジェクト優先の市政になっているんじゃないかというふうに、私は思いました。

それで、さらに道路の問題でも、国補街路整備事業、これが16億9,000万円だったのが来年度予算では14億2,200万円ということで、これも16%減ってしまったんですが、この原因は何なんですか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今御質問いただきました、国補街路整備事業費ですが、この資料でいきますと、ページを返していただきまして、21ページの17番のところでございますが、私どものほうでも予算のほうについては、確かに額面上減額というような形になってございますが、事業認可をとって継続して事業を進めている路線でございます。昨年度も同様の路線数に対して必要な経費を計上しているところでございます。

多少、事業の内容によって、事業費が大きくなったり小さくなったりすることはございますけれども、路線として、継続して早期整備を図るために予算を計上しているところでありますので、引き続き、早期の完成に向けて事業推進に努めたいと考えております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 それでは、議案書②の168、169ページ、開発許可関係経費ということで、今回、大規模盛土造成地変動予測調査ということで、これが委託料として660万円計上されておるんですが、この大規模というのは、どれくらいのを大規模とって予測されるのかということで、この盛り土は切り土に比べて変動しやすいこと、これは当たり前なんですが、その中身。それと、これはどこか特定の場所があって、そこを調査するという形になるのか、その調査の委託内容について、お尋ねしたいと思います。

○黒木委員長 川崎技監兼建築指導課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

大規模盛り土とは、国の基準によりまして、谷埋め型、谷とか沢を埋めたような盛り土面積が3,000平米以上の宅地、腹つけ盛り土というのは、地山の傾斜が20%以上の急な斜面で、高さが5メートル以上盛り土を行った宅地でございます。今回、過去の大地震において、大規模に盛り土造成された宅地で、滑動崩落による地震が発生したため、滑動崩落を防止するために必要な調査や工事などを支援する、宅地耐震化推進事業が創設され、滑動崩落を防止、軽減するために大規模盛り土の有無と安全性の確認を進めることとなったものでございます。

国の示した基準に基づきまして、過去に大規模盛り土造成を行った場所について安全性を確認するため、今回現地調査を行うものでございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 国の基準があって、それに基づいて制度が創設されたということで、わかったんですが、過去に地震があってということをお話されましたけれども、これは何カ所ぐらいあるかということは市のほうで把握されているのでしょうか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 現在、水戸市におきましては、19カ所ほど確認しております。

以上でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 その19カ所のうち、調査をやるということですか、どこかを。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 今回は、その19カ所の現地調査を行うものでございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 19カ所全部やるということによろしいんですか。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 はい。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 今回の総予算が、特別会計、企業会計等々合わせるというと、2,000億円を超える大型予算であったというふうに思います。そういう中で、職員も50名増というふうなことになっていますね、今回。そうすると、その今、これまでの説明の中で、職員の減というのがこの所管の説明の中で何件かありましたね。だから、それぞれの建設部、都市計画部、下水道部等々においては、その職員の変動、市民にやはり敏速に対応していくのには、やはり職員というものは窓口になって先頭に立ってやっていただかなければ、市民サービスが低下するわけでありますから、その辺のところ、3部の職員の、それぞれの課の増減、これはわかりますか。皆さんわかっているのですか。まだ内示がないからわからないのですか。

全体的には50名ふえるんだよ、今回、職員が。だけれども、この所管の中におけるこれまでの説明では、例えば土木費の中の説明では、職員が減だとか何かありましたよね、昨日の説明の中で。だから、逆に私は一番やっぱり道路関係とか下水道関係とかで、いろいろ窓口、市民の要望の多いところが一番あろうかと思っています。それで、2,000億円からの総予算の中で、今回は、先ほどもちょっと雑談でお話ししましたけれども、要するに国民健康保険が今度は県のほうに移管されて、34市町村にそれぞれ増額などの指示があったわけです。しかし、水戸市はやっぱり市長の英断によって、それは値上げはしないというようなことでの負担もあるだろうというふうに思っていますから、そういう部分もこの2,000億円の中に入っているだろうというふうに思っていますけれども、まず、各部の職員の増減について、わかっておたらばお答えください。

○黒木委員長 猿田建設部長。

○猿田建設部長 先ほどの、松本委員の職員定数について、御説明申し上げます。

建設部におきましては、定数が前年度、平成29年度は138名、来年度139名、1名増となっております。

その1名増に関しましては、道路建設課において、期限の決められた道路改良、道路新設などが盛り込まれたもので、用地取得に職員を要しますので、事務1名の増ということで定数が1名増となっております。

○黒木委員長 村上都市計画部長。

○村上都市計画部長 都市計画部では、今年度、平成29年度の定数は88名でございまして、来年度、平成30年度の定数は90名となっております。合計2人増加でございまして、内訳は、公園緑地課で1名増、それから泉町周辺地区開発事務所で1名増となっております。

○黒木委員長 白田下水道部長。

○白田下水道部長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

職員定数についてでございますが、下水道部におきまして、今年度、平成29年度でございますが、57名の定数でございます。来年度、平成30年度でございますが、同じく57名の定数の内示をいただいております。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 そうするっていうと、1名増が建設部、そして都市計画部が2名増。これは、都市計画部は今言った、泉町周辺地区開発事務所のほうとか、あと公園緑地課ということですね。そうすると、建設部はこの課で1名増になるのですか。

○黒木委員長 猿田部長。

○猿田建設部長 先ほども申しましたように、道路建設課が1名増ということになっております。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、私も全体的なことは皆さんに聞いたってわからないんだけど、3名だよ、今のところね、この所管の中では。あと47名はどこにどういうふうに配置されるのかはわからないけれども、後でわかるんだろうけれども、考えられるというのは、やっぱりどこなんだろうね。

やっぱり私は、市民に一番の窓口というのは、建設部が一番多いんだろうというふうに 要望がたくさん、先ほど大森課長も言われたように、多くの狹隘道路を初め、平成29年度までに申し込まれているのは、これからの平成30年度に入って事業化とか、いろいろ作業をやっていくんだろうと思うんですけども、物には順番があるから、上からこうやっていくんだろうというふうに思っていますけれども、やっぱりその要望的なものを考えるっていうと、この所管の職員のほうが少しふえるのかなと、私自身はそう思っていたんです。

やはり、委員さんの中には、飯田委員さんなんかもお話しになっていましたけれども、いろいろ今、天候の、この冬なんかは大変御苦勞をされたんだろうと、数年に一度の大寒波というもとでのいろいろな作業が、災害対策本部ですか、そういうのを組んだりとか、いろいろあったんだろうというふうには思っておりますけれども、意外や意外、3名ということではちょっとどうなのかなというふうに思っておりますが、これはもう仕方ないことですよ、皆さんが人事権を持っているということではないと思うので。わかりました。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 道路新設改良事業費並びに狭あい道路整備及び後退敷地整備事業費なんですけれども、この道路新設改良事業を一つ例に挙げれば、この新しく道路に着工するまでの期間というものほどのぐらいの日にちを要するんですか。

例えば、1年目で測量をやります。測量にも平面測量、丈量測量ってありますよね。その後に、実施計画をやって道路着工に入りますけれども、ざっと計算しても着工までに5年。市民要望があってから着工までには平均どのぐらいの期間を要しますか。

○黒木委員長 大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。

道路改良と、それから生活に密着した狭隘道路の整備ということですが、それぞれ位置づけ等の作業がございまして、道路新設改良事業の場合には、要望を受けた後に、水戸市第6次総合計画の3カ年実施計画に、そういった大きな改良の事業の場合には、位置づけがまず入ります。その位置づけが終わった後に実作業として、先ほど高橋委員がお話しされたような工程で期間が出てくるということになりますので、その作業の工程だけでも、恐らく先ほど委員のほうから言われたような年数、それにプラス事業化に向けての市の位置づけのために数年かかることが見込まれます。物によっていろいろちょっとあつたりしますので一概には言えませんが、恐らく最低でも5年以上、10年までいかないぐらいのレベルの話に、多分なろうかと考えております。

それから、生活道路整備につきましては、要望を受けた後に市の内部で事業化についての審議をした後に測量作業、用地買収、それから工事という形になってございますが、現在、受けている要望に対して実際に事業が完了するまでは、おおむね9年前後ぐらいかかっているような実態になってございます。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 せっかく、市民が地域と連携して、生活環境整備のためにどうしてもこの道路を整備していかなければならないんだと、そういう市民の熱意があつて、市のほうに要望するかと思うんです。それで、今の森課長の説明を聞くと、平均で10年、着工するまでかかると。路線によっては、着工しても1年間で恐らく計画する距離が100メートルという話をうかがっております。例えば、500メートルやるのに、完成するまで5年かかりますね。それで、その完成の暁を見るのが15年先だと。その一生懸命努力している姿は評価しますが、余りにもその市民要望から着工までの15年というのは長過ぎるような気がするんですね。

それを、あと少し、松本委員からもいろいろ質問がありましたけれども、職員の執行体制をもう少し強化するなりして、やはり市民要望に対して努力していかなくちゃならない、そういう姿勢がこれから大事になるかと思えます。それと、その狭隘道路の整備もそうだと思いますけれども、恐らくこれも5年、最低で5年かかるかと思えます、着工するまでに。これはその生活道路整備の場合は、余り距離数がないから、10年弱で完成するのかなと思えますけれども、それにしてもその完成するまでの時間が余りにも長いもので、優秀な猿田建設部長を中心として、連携しながら市民要望に的確に対応していただきたいなと思えます。

それと、道路新設改良事業費が昨年度の予算増減と比較しますと、18.4%多くなっておりますけれども、狭隘道路整備の後退敷地整備は前年度と変わらず3億9,000万円ということでありまして。道路新設改良事業費と、後退敷地整備事業費がふえればふえるほど、その側溝からの雨水排水、道路排水、これが当然、最終的には河川排水のほうに流れていくかと思うんです。それで、その河川排水の整備事業費を見ますと、今年は排水路整備事業費が30.4%の減、河川改良事業費が93.1%の減、そして都市下水路整備事業費が22.6%の減、合わせて約4億円近くの河川都市排水課の予算が減額をされている。何かその点がこの道路新設改良事業費が増額しているんだから、その分その雨水排水、道路排水も多くなるわけで、私はその河川排水のいわゆる排水路整備事業費もアップして当然だと思うんですけれども、この矛盾点は一体どういうふうに解釈すればいいんですか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。

高橋委員のお話しされたとおり、当然道路を整備すれば、その流す先の整備が必要というのは、これは確かに御指摘のとおりでございますが、道路新設改良事業においては、そういった連携が必要な場合には、当然排水路とかと協調しながら進めていくこともございますし、また、道路新設改良事業費の中の道路工事としては、側溝を当然つけていくような工事もございますので、排水路がなくても側溝で流せる場合もございます。

そこは適宜事業調整しながら進めていくという形になりますので、今回、そういったところをきちんと連携を図りながらこういった形の予算になっているということで、私どものほうは予算を計上させていただいた次第です。よろしく申し上げます。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 いわゆる建設部内において、道路新設改良事業費が18.4%も予算増額した、あとは後退敷地の整備事業も年々予算が増加している。当然、その流末排水となる河川都市排水課とも、私はその密接な連携が必要なんではないかと思うんですよ。

そういう連携にちょっと、この予算書を見ると、連携が欠けていたのかなという気がしてならないんですけども、そこで一つの案として、同じ建設部内に道路建設課、あるいは内原建設事務所、そしてその河川都市排水課があるんですから、その道路新設改良事業が予算がふえた場合、あるいは減った場合、増減があるかと思えますけれども、その建設部内における河川都市排水課と協議をして、例えば失礼な言い方かもしれないんですけども、今年は河川都市排水課の予算がちょっと大幅に下がっていますから、この下がった分、そのエネルギーを道路建設課、あるいは内原建設事務所のほうとも協力をして、職員の総合体制として応援体制ができるような、そういうそのシステムを構築してもいいんじゃないかなと私は思うんです。そのことについて、やはりその、同じ部内なんですからその辺の連携が私はできると思うんです。

それで、手のあいている職員と言ったら怒られるかもしれないんですが、やはり皆さん、建設部内で協力をして、そのおこなっている事業については、ほかの課の職員が応援体制できるような、そういうシステムを構築していただけないかなと思うんですけども、猿田部長さん、どうですか。

○黒木委員長 猿田建設部長。

○猿田建設部長 先ほど、高橋委員のほうからアドバイスがございました。

建設部は来年度139名の職員で事業を推進してまいるんですけども、確かに職員の数がちょっと少し足りないというのは現状です。それで、建設部内部で今できることというと、やはり先ほど委員さんが言ったように、課を超えた人員の使い方というもの、見直しが必要かなと私は思っております。

それで、今までの段階でも各課で、本来ならこの課でやるべき事業じゃないんでしょうけれども、それも多少の比率が、事業量がふえるけれども、ちょっと手をかしてくれというようなぐあいのシステムは、今のところ建設部としては持っております。ただ、先ほど言われたように河川の排水路の予算が、今年度少ないんじゃないかと言われたものに関しまして、河川に関しましては石川川の調整池という大きな事業が、今まで平成29年度で完了しましたので、それがちょっと抜けたもので大幅な減という形で見てきたのかな

と思います。

そのようなことですので、先ほど委員さんが言われたことを肝に銘じて、建設部としては平成30年度の事業を全うしていきたいと思います。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 確認しておきたいんですけども、この平成30年度の道路新設改良事業費というのは、あくまでも平成30年度だけの予算ですよ。平成29年度から平成28年度の継続費の事業ではなくて、平成30年度の事業ということで、ちょっと確認させていただきたいんですけども、それでよろしいんですね。

○猿田建設部長 継続費に関しましては、平成30年度、年割額は予算に計上してございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 173ページの、やっぱりこの道路新設改良費のところなんですけれども、今回、水戸北スマートインターチェンジ関連道路の整備もやるということなどもありまして、水戸北スマートインターチェンジに関してちょっと質問したいんですけども、この供用開始に向けて、いろいろ始まっていくわけですが、供用開始がいつになる見込みでこれはやっているのかということ、今回この関連道路というのは、あくまでも関連道路であって、インターチェンジ自体は昔の日本道路公団のほうで整備するのかもしれませんが、県のほうの絡みというのではないんでしょうかね。県がやる工事とか、お金を出すとかそういったことについてもお尋ねしたいと思います。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

水戸北スマートインターチェンジにつきましては、予算のほう、今回も計上させていただいておりますが、これまでも委員会などでも御報告させていただいた目標年次、国体開催までに本線のほうをオープンできる、フルインター化できるようにということで、今事業を調整しながら、NEXTCOのほうで工事を進めていただいております。この目標は、今のところそこを確実にに行けるようにということで調整しておりますので、そこを何とか目指して、今事業のほうを進めているところでございます。

また、もう一つ、県のほうの関係でございますけれども、今回のフルインター化によりまして、国道123号線のほうにあった入り口のほかに、国田大橋側、県道水戸勝田那珂湊線という道路がございますけれども、そちらのほうにもインターの入り口ができることとなります。そちらの接続付近の部分の県道拡幅等の工事も生じることから、その部分の事業協力が得られるかどうかということで、県とも調整しながら、今進めているところでございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

あと、この1億円の負担金というのはどこに支払うお金ですか。それと、これもやっぱり県のほうの負担金というのではないんですか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

これは、水戸北スマートインターチェンジ本線の部分の工事に必要な費用について、市負担分ということ

で支払っているものでございます。県のほうについては、今回接続部が水戸市道を介してという形になっておりますので、県の直接のインターチェンジに関する負担金は生じていない形になってございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 次に、狭隘道路の関係では、先ほど話があったんですが、この来年度は工事で20路線、測量で21路線、用地補償で15路線とありまして、3億9,000万円の予算がついておるんですが、この予定を20路線ぐらいでずっといくわけですが、現在要望されている路線数ですね、これについて、あとその延長もわかれば教えてもらいたいですけれども。

○黒木委員長 川又生活道路整備課長。

○川又生活道路整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

全体の要望路線といたしましては、昭和57年から平成30年2月末まで、36年間で324路線ございまして、延長といたしまして8万9,293メートル、そのうち暫定完了を含めた整備路線は219路線で、6万1,131メートルでございます。また、未整備路線といたしまして、平成29年度新規路線と、現在工事中等々の路線を含めまして105路線、延長といたしまして2万8,162メートルでございます。そのうち46路線が現在、測量用地補償交渉工事等、継続事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうしますと、今のペースでいくとあと何年かかるという計算なんでしょうか。

○黒木委員長 川又課長。

○川又生活道路整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

現在、事業の未整備路線数といたしまして、平成29年度末で105路線、延長といたしまして約2万8,000メートルが未整備となっております。整備に要する期間といたしましては、平成29年度予算と同程度の事業と仮定した場合、整備完了までに約9年かかるという見通しになってございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 前は10年とかかかったかもしれませんが、余り変わらないものですから、引き続きもっと頑張っていただければと思うんですが、認定外道路についても同じようなことを聞きたいんですが、今回10路線で800メートルということであるんですが、こちらも現在の要望と長さ、それについてお尋ねしたいと思います。

○黒木委員長 川又課長。

○川又生活道路整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

平成29年度で795メートル、平成30年度で800メートル、本数にいたしまして年10路線程度を消化をいたしているんですが、トータル本数については、今ちょっと資料を持ち合わせてございませんので申しわけございません。

以上でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 あと、市長の所信表明の中に、自転車利用者が移動しやすい環境づくりということで、幹線市

道13号線等の整備をやっていくということなのですが、これはどこに書いてあるか、資料をいろいろ見たんですが、わからないんですけども、これはどの辺に記載されているんでしょうね。

〔「総務費ですね」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 それは建設部じゃないですね。

それでは、次なんですけれども、今度は住宅の関係なんですけど、188、189ページに住宅費について記載がありまして、安心住宅リフォーム支援事業ということで、平成29年度から始まった事業で、今年度の実績をもとに来年度の予算を組んだと思うんですが、平成29年度は10万円で300件あったと思うんですが、来年度は10万円で200件で組んでいると思うんですが、今の実績見込みはどのぐらいになっているんでしょうか。

○黒木委員長 和田参事兼住宅政策課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 ただいまの飯田委員の、この安心住宅リフォーム支援事業の実績でございますけれども、平成29年度、今年度の実績といたしまして77件、交付額については約730万円の実績見込みとなっております。平成30年度につきましては、飯田委員の御指摘のように約200件分といたしまして、限度額10万円の交付を予定してございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 限度額10万円ですよ。今年度77件で10万円で初めての事業ということもあったんですが、それでも来年度は100件減らして200件ということでもありますけれども、今年度の予算は1件当たり10万円限度ですから、このままで仕方ないと思うんですが、またそれ以降、ちょっと考えなくちゃならないような件数でありますし、また金額じゃないかと思います。

あと、河和田住宅に関して、駐車場の不足ということで、今年度、その整備の実施設計をやっていると思って調べましたら、ちょっと繰り越しになっているようなんですが、来年度はこの整備費の予算は組まれていると思うんですけども、それはこの189ページの住宅建設費の住宅整備事業費の中に入っているんですか。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 ただいま御質問の河和田住宅の駐車場整備につきましては、189ページの一番上の丸、住宅整備事業費の中の工事請負費、この中で3,000万円を見込んでございます。ただいま実施設計中で繰り越しの見込みとなっておりますけれども、設計ができ次第発注をしていきたいと考えております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 3,000万円の工事費ということで、これの台数は何台ですか。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 駐車台数につきましては、ただいま詳細設計中なので概数ですが、約80台程度を見込んでございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 それは、1カ所じゃなくて2カ所に分かれてつくるんですか。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 この河和田住宅の駐車場整備の予定箇所でございますけれども、河和田住宅の一番北側の住棟のところ、ちょうど国道50号バイパスから見えるところでございますけれども、棟と棟の間の空き地を利用いたしまして、3カ所程度を見込んでございますけれども、なお設計中でございますので、詳細は今後詰めていきたいと考えております。

○黒木委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本委員 前の高橋委員の質問に関連して、戻しちゃって悪いんですけども、それぞれの予算の割合を見ると、委託料というのがかなり大きいんですね。全科目にその委託料というのがあって、これは本来ならば平板測量ぐらいだったら水戸市にそのくらいできる技術者というのが、さっきの私の質問の職員1名増というのはそういう人なのかどうかということも聞きたかったんですけども、委託料というのがかなり多いんですよ。

ですから、その技術者、資格を持った人、それぞれの部の中での資格者というのがいるでしょう。だから、そういう例えば、極端な話、建設部で言えば測量士、測量士補、あるいは土地家屋調査士とか、そういう資格者というのはいないんですか。だからみんなこれは委託料になるわけですか。そういう人を職員50名の中で今回、私は期待していたんですけども、そういう資格者を多く入れて、委託料の削減を図る、こういうことなのかなと思って、最初は私も期待はしていたんです。

それで、先ほどそれぞれ聞いたら、3部で3人しか増になっていない。じゃ、その3人という方はそういう資格の対象者になるのかどうか、なっているんだったら私はそれでいいんですけども、そうすることによって委託料というものはかなり削減ができるんじゃないのかなと。あとは職権で登記でも何でもできるわけですから。水戸市のほうで、法務局なんかに仮に分割登記にしても職権でできるでしょう。その辺は、これは部長だっぺな。いかななものなんでしょうね、これ。

○黒木委員長 猿田建設部長。

○猿田建設部長 松本委員の御質問にお答えします。

平成30年度の1名増に関しましては、用地取得に関するものを1名要望しましたので事務系ということになります。

〔「資格は持っていないんだな」と呼ぶ者あり〕

○猿田建設部長 事務屋さんです。

○黒木委員長 村上都市計画部長。

○村上都市計画部長 都市計画部の増員分は、2人とも土木職、技術職員になります。有資格者かどうかになるかはちょっと、私のところではちょっと承知していませんけれども、できる限りそういう技術にたけた方に来てもらえるとありがたいと思っています。

○松本委員 資格者じゃないんだ。事務職だね、そうすると。そうなんだろ、土木施工管理技士とか、資格者かどうかということだ。

○村上都市計画部長 資格の有無まではわからないですけども、土木職として市役所に採用された人です。

○松本委員 土木、何、よく聞こえないんだ。

○村上都市計画部長 土木職として市に採用された職員2名が増員という意味です。

○松本委員 わかった。じゃ、それは無資格だ、別に国家免許も何も持っていない人だよ、と思うよね、多分ね。だから、今消防本部でも何でも、救急救命士の資格を持った者を別個に採用しているんでしょう。前は消防職員を採用して、水戸市の経費でもって200万円くらいかけて救急救命士の資格をとってきなさいということで行かせてたよね。だから、そういう経費なんかも削減するために、要するに資格者というものが、やっぱりこの土木関係、都市建設委員会所管の中では、私は必要なんじゃないだろうかというふうに思っているんだけど、猿田部長のほうで代表して市長のほうにかけ合せて、後で人員増加を認めるから、俺らは。それでその委託料の削減につながっていけば、私だって平板測量ぐらいだったらできますよ。資格はないけれども、俺も測量をやっていたから、わかっている。簡単なんだ、あんなの、建物じゃなければ。

だから、測量士補でいいので、測量士まで持っていなくても、補を経験して今度測量士になれるわけで。その上で今度は土地家屋調査士、その後登記関係ができるということになるわけなんです。だから、やっぱりそういう人が建設部だったりにいなければ、いるとないでは、何でも業者に任せて委託しちゃえばいいやという問題では、私はないんじゃないのかなというふうに思っておりましたので、話を戻しちゃって大変申しわけないんですけども、今後、そういう方向で少し検討していただきたいと思います。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、さっきちょっと中断してしまったので、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）で、2億7,000万円の予算がついていますよね。私は、あそこの道路の工事がかなり長い、まだ整備が遅々として進まないんですけども、特に岡田橋が狭い中であの道路の建設が求められているんですけども、この2億7,000万円というのはどんな予算なのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 安達道路建設課長。

○安達道路建設課長 今の中庭委員の質問にお答えいたします。

平成30年度予算につきましては、道路改築工事といたしまして、延長225メートル、あと用地補償費として合わせて2億7,000万円を計上しております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 聞きたいのは、あそこの都市計画道路3・3・2号線、あの見和図書館の前からずっと行って松が丘に抜ける道路ですよ。これが非常に遅々として進まない。それで結局地域の人たちは、東赤塚にある岡田橋ですね、あそこの狭い道路を通過して松が丘に抜けるという不便さがもう何年も続いているという中で、今回の予算はそういうものを促進する予算になっているのか。例えば、常磐線をまたぐような工事の予算、あるいは用地買収になっているのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 安達課長。

○安達道路建設課長 今の中庭委員の質問にお答えいたします。

JRの常磐線の件に関しましては、今JRと協議をしております、事前協議をこれから進めまして、工

事に向けて調整しているところでございます。それで、今回の予算に関しましては、一般部の道路の一部改良ができる部分に関して工事を行ってまいりたいというふうに思っております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ、この工事が早くできるようにお願いしたいと。

それから、もう一つ、以前、都市建設委員会で、内原ヘルスパークのところで、いつも集中豪雨になると、床下浸水の危険性があるというところの改善を求めてきましたよね、委員会としても。これは、今回の予算でどのような予算が組まれているのか、どのような対応策がとられているのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 現在、平成29年度工事により、布設水路の改修工事を実施しておりますが、今後、本地区の冠水対策といたしましては、水路に流入した雨水を一時的にためておくことのできる貯水池を設けるため地元の地権者と交渉中であり、来年はその用地買収に伴う測量委託をする予定でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回の雨水対策についてはいつごろ完成するんですか。

○黒木委員長 三村課長。

○三村河川都市排水課長 先ほどの中庭委員の御質問にお答えいたします。

来年度、用地測量を行いまして、その後用地買収、その後設計委託を実施いたしまして、その後の工事となりますので、あと3年から4年はかかると思います。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 早くやれるようにして、地元の皆さんの悩みが解決できるようにしていただきたいと思います。

それから、先ほど飯田委員の安心住宅リフォーム支援制度の質問に対して、実績が77件で交付額が730万円だとありましたが、私は、これ住宅政策課長ね、制度そのものをもうちょっと見直さないかだめじゃないかということ、繰り返しこれまでも主張してまいりました。昭和56年以前の建物は該当しないとか、いろいろな制限があるんですけれども、この改善はされるのか、お答えいただきたい。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 ただいまの安心住宅リフォーム支援制度に対する中庭委員の御指摘でございますけれども、この安心住宅リフォーム支援制度については、やはり安全で安心して現在の住宅に住み続けていただきたいというのが大きな前提でございますので、やはりその耐震性というものを確保していただくと、そういう前提での制度になってございます。

それで、この耐震改修等につきましても、やはり別途補助制度がございますので、そういうところを案内しながら対応しているところでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 答弁では、何ら改善しない、このままの制度設計でやるということなので、私は、これではやっぱり、せっかく安心住宅リフォーム支援制度をつくったわけですから、多くの市民の皆さんが利用できる、そして住みよい環境住宅ができるという点では、いい制度なんです。だから、もっと改善したらどうかと。しかし、住宅政策課長は改善する意思はないということなので、非常に残念な答弁だと思います。ぜひ

改善していただきたいと思います。

それから、住宅費の問題では、私、住民の皆さんから訴えられたことがあるんですけども、ちょっとこれを見てほしいんですけども、これは、市営河和田住宅の55棟の風呂の戸があるんです、その風呂の戸の下の部分がもう腐ってしまってドアがあかないと。それで、この風呂の下のところを見ると、戸袋が全く腐ってしまって、戸としての役割を果たさないということになっているんです。それで、実はこの方が困ってしまって、住宅管理センターに修繕をお願いしたら、これは住民の負担でやるんだということなんですよ。

そうすると、これはもう自分でやらざるを得ないということになるんですけども、しかし、住宅の負担区分で言いますと、例えば、ふすまなんかの張りかえは住民の負担になっているけれども、こういう戸そのものが腐っている、それから敷居が腐っているというのは、これは市のほうの責任で修繕すべきではないですか、どうなんですか、これは。その辺をちょっとお聞きしたい。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 中庭委員の御指摘の市営住宅の部屋の内部の修繕につきましては、詳細に市の負担区分、また入居者の負担区分と分かれて対応をしているところですけども、御指摘いただいた箇所については、具体的に私も承知しておりませんので、指定管理者のほうで現地を確認の上、判断させていただきたいと考えております。

○中庭委員 ぜひ、課長自身も現場を見ていただいて、本当に住民の方は困っています。それで、ここは建てかえ計画の地域でもあるんです。建てかえ計画は、あと何年間で建てかえられるんですか、ここの地域は。お答えいただきたいんですけども。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 河和田住宅の御指摘の箇所、第1街区と申し上げておりますけれども、平成22年度から着工いたしまして、平成44年度の完成に向けて、現在建てかえを進めているところでございます。この中で全体で10棟、300戸を予定しております、現在までに3棟が建設を終わってございます。現在進めておる8期事業を含めまして、今後7棟を建設する予定となっております。順次住みかえをしていただく予定でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 55棟、56棟、57棟が建てかえ計画の地域なんですけれども、今の話では、平成44年にならなければ、これ建てかえができないということになれば、あと14年間、こういう状況が続くわけです、これは。私はここだけじゃなくて、ほかのところを見てきましたが、56棟も57棟も、このような状況になっているんです、現実には。

だから、そういう点では、住宅管理センターは自己負担だ自己負担だと言っていますけれども、とてもこれは直せないです。根本的にもう40年以上もたっているアパートですから、こういうのはやっぱり市が直すべきだと思うんですが、課長は現地を見て、そして判断するというので、それはそうすると住民の負担なしでできるということですか。どうですか、その辺をもう一回お答えいただきたい。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 市営住宅の修繕につきましては、先ほど申し上げたように、市のやる部分、また入居者にやっていただく部分と分かれるわけですが、現在、写真でお示しいただいた箇所については、詳細を把握した上で指定管理者において判断をしてみたいと考えております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり、その答弁には納得できない。これは見るまでもなく、住宅そのものの腐りがずっともう進行しているわけですから、やっぱり住民の修理の限度を超えていると、家賃もちゃんと取っているわけですから、その辺、きちんと対応していただきたいと思います。

それから、もう一つは、住宅家賃の滞納の問題ですけれども、3月13日の本会議の答弁で、私の質問に対して、市営住宅の収納率は55%になっているということなんですけれども、どのような根拠で55%と言っているのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の、市営住宅の住宅使用料等の収納率でございますけれども、今御指摘いただいた5.6%というのは過年度分の収納率でございます。現年度分につきましては、95.2%と、平成28年度の実績でございますけれども、こういった数字になっております。それで、現年度分、過年度分を合わせまして全体の収納率で見ますと55.2%と、このような状況になってございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 委員長。3月議会の答弁では、この住宅家賃の収納率は55%だと言ったんです。しかし、今の答弁を聞きますと、平成28年度の当初予算分の収納率は95.2%と言ったでしょう。そうすると、あの答弁で見ると、何か非常に誤解を与える答弁じゃないですか。何か、全体で55%しか納めていないということなんです。じゃ、例えば平成28年度の調定額と納入額ってどうなんですか。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の、平成28年度の住宅使用料の調定等の実績でございますけれども、詳細を申し上げますと、現年度分については、調定額が約7億9,000万円、これに対して収入額が7億5,000万円、過年度分につきましては、調定額が6億3,000万円、収入額が3,500万円と、概数でございますけれども、こういった状況でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 収納額で言いますと、いわゆる調定額が7億9,000万円に対して、収納額は7億5,000万円だったわけですね。だから95.2%だって言ったわけでしょうよ。ところが、あのときの答弁ではこう言っている、収納率は55.2%だと。そして、このうち過年度分は5.6%と。大変深刻というふうに言っているんですけれども、これを見ると、普通の人はあの答弁を聞くと、何かもう当月分も含めて55%しか納めていないというふうにとれる答弁でしょう。だから、そういう点では私はあの答弁は非常に問題な発言だというふうに思います。それで……

〔「廊下で話せばいいじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、これは公式の答弁の中で答えたわけですから、私は、こんな誤解を与えるような答弁は

やっぱりすべきではないし、撤回していただきたいというふうに思います。

〔「終わりだ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、だってまだほかの案件もあるんです。

〔発言する者あり〕

○中庭委員 答弁だけちょっと、そうしたら休憩でいいですよ。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 中庭委員の、再度のこの収納率に関する御指摘でございますけれども、市といたしましては、この全体の収納率でやはり見ざるを得ないということで、この全体の収納率、平成28年度実績の55.2%ということでお示したところでございます。

○中庭委員 課長、全体とは言っていないよ、これは。収納率が55.2%と言ったんだよ。だから、そういう点で、非常に誤解を与えるような答弁というのはすべきではないと思います。

それで、今回、まあいいや、これからまたやるけれども、休憩。

○黒木委員長 議案第18号、まだありますか。

〔「ある」「終わり、終わり」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 まだあるんですか。じゃ、暫時休憩する前に、部長のほうから訂正の発言を求めたいと思います。

猿田部長。

○猿田建設部長 失礼します。

先ほど、高橋委員のほうから継続費の御質問がございまして、私勘違いしまして、予算には計上していないと答弁してしまいました。継続費に関しましては、平成30年度、年割額は予算に計上という形になりますので、訂正させていただきます。

○黒木委員長 それでは、質疑の途中ですが暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時 1分 再開

○黒木委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

引き続き、議案第18号の質疑から再開させていただきます。

中庭委員。

○中庭委員 私、住宅費を続けて質問したいと思っているんですが、先ほども住宅の老朽化が進んでいて、非常に市民の皆さんから修繕の要望がたくさん出されているんですけども、この修繕費というのは、私、過去のやつを調べてみましたらば、1億4,331万円ですか、これがずっと3年間続いているんです。平成26、27、28年と3年間続いているんですけども、何でこんなにふえていないのか。ずっとふえていない。この平成30年度では幾らなんですか。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の、市営住宅の修繕費関係の御質問ですけれど

も、市営住宅の小修繕につきましては、指定管理者への委託料の中で賄うことになっております。その経費につきましては、187ページの住宅管理経費の中の委託料、このうち2億4,000万円が指定管理の委託料、この中には事務費等も入っておりますけれども、その中での修繕、これが今までの実績として、約1億4,000万円の実績となっているということです。

平成30年度につきましては、この内訳はこれから指定管理者と協議して詳細は決めていくということになってございます。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、質問した中で先ほど言いましたね、平成26年度が1億4,331万8,000円、平成27年度も1億4,331万8,000円、平成28年度も1億4,331万8,000円ということで、ずっと変わらないんですけれども、そうすると、今の課長さんの答弁では、この修繕費が今度は2億4,000万円にふえるということなんですか。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 指定管理者への委託料全体が2億4,000万円という委託料でございまして、この中に指定管理者が行う修繕の費用が含まれていると。これまでの実績が、内訳として1億4,000万円程度ということになっております。この基本的な積算につきましては、これまで直営で水戸市が行っていた修繕費を参考にして計算をしていると、こういうものでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ、これはふやしていただいて、皆さんの修繕要求に応えられるようにしていただきたいというふうに思います。

次は、先日、本会議で村上市長から答弁をいただきましたが、家賃の収納率の問題ですけれども、当年度で言えば95.2%ということでありました。それで、実は今後、水戸市の行政を行う場合に、市営住宅の入居者がこの収入申告をしないと非常に家賃が高くなってしまうという制度があります。これを何とか改善できないかということのをこれまで主張してまいりました。この点での改善というのはあるのかと。要するに、収入申告しないと、家賃が倍になってしまう、その結果、支払いたくても支払えない家賃になってしまって滞納の原因になっているというのがあるんですけれども、これは改善されないのかというのが1つ。

それから、2つ目は家賃の減免制度ってありますよね。この減免制度は、家賃を滞納すると減免が適用されないということで、結局悪循環に陥ってしまう。収入が少ない、家賃を滞納する、そうすると家賃は減免されないということで、結局、なかなか家賃が支払えない状況が続いてしまうということなので、この辺の改善と、あと収入申告しないと家賃が高くなる人って何人くらい今水戸市でいらっしゃるのかをお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問、収入申告の件でございますけれども、市営住宅の家賃につきましては、毎年度入居者からの収入を申告していただいて決定をするという仕組みでございます。しかしながら、この収入の申告がなされないと、これは法令及び市の条例に基づきまして、い

いわゆる民間並みの家賃ということで算定せざるを得ないということでございます。

また、2点目の減免の制度でございますけれども、これはやはりその収入に応じて、収入が減額になった場合は、減免の基準に基づきまして相談を受けて対応しているということでございますので、やはり相談があればしかるべき対応をしているということでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 それと、昨年3月9日に、市営住宅の明け渡しと家賃滞納の支払いを求めた訴えがありました。この中で、何人ぐらい、昨年は3月9日に明け渡しの手続をしたのかお答えいただきたいのと、それから、明け渡しの訴えがされると、家賃が月15万円にもなってしまうということなんですけれども、何でこんなに高い家賃が請求されるようになるのか、その根拠を教えてくださいと思います。

○黒木委員長 昨年のはちょっと……

○中庭委員 水戸市がやっているそのやり方です。要するに、滞納するとこの明け渡しを求める訴えをする。訴えをすると、今度はそれから家賃が大体15万円になってしまうというやり方を今やっているわけです。これが何人ぐらい今いらっしゃるのかというのを教えてください。

〔「議案に関係あるのか」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 議案の中で、家賃の問題ですから、当然これは市営住宅の行政の中でやられているわけですから、どういう基準でやっているのかと、何でこんなに高くなっちゃうのかということを含めてお答えいただきたいと。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 中庭委員の御質問ですけれども、市営住宅の家賃の滞納に関連して、今回訴えの提起を7件専決処分させていただいて、報告をさせていただいておりますけれども、この前段といたしまして、昨年に最終的な催告書を送付し、それでも反応がない方々に対して明け渡しという請求をさせていただいております。

この流れの中では、全体で15件ほどの対応をしているところですが、その中でこちらの呼びかけに反応があった方々については和解というような手続で、今対応を相談中ございまして、そういったこちらからの働きかけに対して何ら反応もなかった悪質性の高い方々について、7件今回訴訟を提起しているということでございます。

家賃が高額になっている根拠と申しますか、理由でございますけれども、公営住宅法、あるいは水戸市の条例等に基づきまして、この明け渡しの請求をした時点で、それ以後は家賃ではなくて損害金という形での請求になってございます。これは、先ほど申し上げた民間住宅並みの家賃、ここからさらに2倍の額を請求をするということで条例等で規定しているところでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうなると、昨年3月9日以降の家賃というのは月15万円、年間180万円ですから、今度はそれが請求されると、請求に今後乗ってくるということで、とても支払えない状況に追い込んでいくということになりますので、これでは、低所得者の人が住宅に入ることができなくなってしまう。住むことができなくなってしまうというこういうやり方は、私は改める必要があるんじゃないかということをご改善

していただきたいと思うんですが、これは改善できないんですか。

例えば、これまで100万円の滞納があったと、しかしその後今度は月15万円で年間180万円で、2年間で280万円、これまでの滞納を含めると280万円の滞納になってしまうと、こういう仕組みになっているわけですよ、今。これは改められないのかと、家賃じゃなくて損害金として請求していくというやり方は、余りにも過酷じゃないかと思うんですがどうですか。

○黒木委員長 和田課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問ですけれども、本会議の中でも答弁させていただいたように、市税を投入して建設した市営住宅において、入居者が市へ家賃を支払うということは、入居者の義務でございます。

ほかの入居者との公平性からも、また、住宅の適正管理のためにも、この未納を長期化させることはできないという判断のもと、やむを得ず訴えの提起に至ったものでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の答弁には納得できません。やっぱり市営住宅というのは、もともと低所得者を対象にした低廉な住宅を供給するという目的がありますから、そういう点では、そんな過酷な取り立てのやり方は、ぜひ改めていただきたいと思います。

以上です。

○黒木委員長 ほかに、議案第18号についてありますでしょうか。

議案第18号、いいですか。

〔「もういいでしょう」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 はい。それでは、議案第18号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第23号 平成30年度水戸市東前第四土地区画整理事業会計予算について、質疑のある方は発言を願います。

松本委員。

○松本委員 これ、議案第23号になるのかな。

○黒木委員長 議案第23号です。

○松本委員 議案第23号だよ、そうするというと、これでいくと何ページになるの。議案書②の378ページ。

これの収入のほうで、どのぐらいの売り払いの用地、区画数というのか平米数というのか、あるのかな、これ。

〔「それ東前第二」「東前第四は365ページです」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 365ページ。ちょっと……

○黒木委員長 じゃ、次の議案第24号でやりますか。じゃ、あわせて。

○松本委員 これ3億円ね、3億2,600万円かな、収入見込みになっているんだ、これな。これは、不動産の売り払いだから、どのぐらいの区画数になって、あとどのぐらい今後、年数がかかるのか。東前地区の区画整理というものの不動産売り払いというのは、これがそうでしょう。その収入の。だから、3億

2,600万円の売り払いを今年、平成30年度は、売り払い見込みの収入になりますよということになっているわけだね。

これは、そうすると、前の年からの残って売れなかった土地の部分も入っているのけ、これ。これよくわからないんだけど。そうすると、前の年に売れなかった部分というのは、それは継続費のほうとは違ってこっちに合わせて財産収入のほうに入っているの。そういう解釈になるわけですか。

[発言する者あり]

○松本委員 あ、そう。そうするというと、面積、どのぐらいを売ってこの金額になるのかという問題がちょっと気になって、ちょっとお伺いします。

○黒木委員長 壊技監兼市街地整備課長。

○壊都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、区画数ということでございまして、区画数につきましては35区画、面積に直しますと1万6,193平米でございます。平成29年の残りが10区画でございます。それを合わせて35区画でカウントしまして、3億2,638万4,000円の売り払い収入としております。

今後、どのぐらいの年数で完成するかということでございますが、平成32年度に完成を予定しております。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 私よく、頭悪からわからないんだけど、35区画が残っていると、そうすると、1万六千何がしの平米があると、そうすると10区画が残っていると、残っているのが10区画。

[「前の年からの」と呼ぶ者あり]

○松本委員 前の年が10区画残って。ああそう。

そうすると、1区画の面積というのはどのぐらいになるの、これ。よくわからない。

○黒木委員長 壊課長。

○壊都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

平均しますと、1区画が462平米でございまして、坪に直しますと140坪ということでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 坪当たり幾らになるの。

○黒木委員長 壊課長。

○壊都市計画部技監兼市街地整備課長 坪当たり8万円でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、前年度からの予算額から見るというと、前年度は1億8,300万円だったのと違うのけ、これ。俺はよくわからないんだ。前年度の繰り越しの分というのは幾らになるの。

10区画分が前年度と言ったのか、さっき。前年度分が、10区画が今年のこの3億円のほうに入っているという説明だったのかな、さっきは。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 そうだよな、そうするというと、10区画分の3億円から引くと、この1億8,300万円というのは、同じということけ。前年度の予算額、本年度の予算額とこうなっているでしょうよ。それで、本年度の財政の収入見込みっていうのが3億2,600万円だっぺよ。去年のやつが1億八千幾らだっぺよ。ですから、その10区画分というのは、今の平米数の坪当たりの価格というのは同じなんですかと、単純なことを聞いているんです。

○黒木委員長 坪課長。

○坪都市計画部技監兼市街地整備課長 去年と今年度の、平米単価、約2万4,000円で、おおむね同じぐらいの単価になっております。

○松本委員 おおむねというのは何なんだ、高くなったのか安くなったのか。

○黒木委員長 坪課長。

○坪都市計画部技監兼市街地整備課長 来年度になりますと、また4月に価格の改定がございますので、そのときにやはり若干水戸市の地価が下がっていますので、下げることになると思いますが、今回の予算で上げているのは去年の金額と同じレベルの金額で上げております。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 平成30年度は少し安くなるかもしれないと、今のお話。

そうしたら、これ仮に全部売れたとしてね、仮に、3億二千何ぼは入ってこないということになるわけでしょう。そういう予算の組み立てというのは、最初に、去年は幾ら、今年は幾らということで決めて、この議案というのを、予算というのを上げてくるのとは違うのか。これからの動向を見て、安くなればこれは減額になるわけ、収入が。何でその、そういう査定というのが、固定資産税なんてのは1月1日現在が固定資産税の基準でしょうよ。何でこれが今度は4月になったり5月になると安くなるの。どういうことか理由で。売れなければ安くたたき売りしちゃうということけ、極端な話を言うと。だからその辺の、簡単なんだけど、言っていることは。早く売り払いたいからそのときの状況によっては安くもなり高くもなりということはある得ないと思うけれども、そういう考え方のもとで予算を組んだっていうことなのかな。そういう解釈でいいのけ。

○黒木委員長 坪課長。

○坪都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の年度当初に、金額改定の有識者による委員会がございますので、そのときに改定をします。そのときまで下がった値段の実際の価格というのがわかりませんので、その有識者による会議が終わった後に改定されますので、そこで金額が確定するということにつきましては御理解のほどよろしく願いいたします。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、その有識者会議というのは、民間人とか、税理士とか、メンバーというのはどういうメンバーになっているの、その有識者というのは。

○黒木委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

常陽銀行の方と、あとは不動産鑑定士の方、あとは税関係の水戸市職員といった有識者で決めております。
以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 3人。有識者というの、その3人で決めるの。

[発言する者あり]

○松本委員 そういうのを毎年やっていたのけ、わからなかったんだけども。

じゃ、参考までに聞くけれども、最初、土地がここまで今は下落しているから、私も8万円は妥当なのかなとか思うよ。最初のころというのは幾らで売ったの、じゃ。坪単価、十五、六万円で売ったのと違うの。

売り払うために有識者会議をやって、有識者会議の中に課長とかが入って、このぐらいにしてほしいというのを大体出すんでしょよ、売っていくのには。だって、常陽銀行と有識者といったって、そりゃ常陽銀行は金を貸すほうだから、買う人には幾らでも今、年度末だから特に貸すから、どんどん。使ってくださいということだから。そうするとあと市役所の税関係、そうしたら、結局あなた方で決めちゃうんでしょ。価格というのは。他人は誰も入っていないでしょう、常陽銀行以外、入っているのけ。

別に、私は、早く売ってせいせいとしたほうがいいだろうと思っているの。いつまでも、何年も何年も繰り返してやっているより。だからといって、やっぱりこう原価計算をして、これまでの経費とそういうものは大体ペイになればいいとは思うんだ。別に不動産屋じゃないんだからもうけるなんてことはしないで、市民に幾らかでも安く売ってやるということは、これは基本だと思うんだけども、そういうことで、これまでの長い歴史の中で公募が始まってから、もう何年になるのよ。そういうことを加味した上での、やっぱり収支というものを出して、坪単価の価格というのは出していないという、赤字になっていっちゃうんじゃないですか、というのを心配しているの。

○黒木委員長 いいですか。

飯田委員。

○飯田委員 この議案第24号のほう、東前第二土地区画整理事業、議案書③の47ページに、来年度の予算ということで、東前第二土地区画整理事業費4億1,000万円と、こうありますね。46, 47ページに出っていますが、これでちょっと質問したいんですけども、工事費で宅地造成費がありますが、この造成は何区画分、何平米を予算として組んでいるのか。もう一つは、埋蔵文化財調査が委託料で出ていますけれども、こちらは、例えば渡里町だとアラヤ遺跡とか、こういう名称がついて、そこに埋蔵文化財調査をやるんですが、こちらはどういう名称で、何が出るというか、今までも同じようなことをやってきていたんですか。

○黒木委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

造成工事につきましては、1,000平米でございます。

埋蔵文化財につきましては、4,100平米の調査を予定しております、大串貝塚の一部ということで

聞いております。

以上でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 造成が1,000平米という、何区画分になるんですか。先ほど言った、1区画140坪ぐらいですか。

○黒木委員長 坪課長。

○坪都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

2から3区画になるかと思えます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 そのぐらいだったんですね。

埋蔵文化財は大串の埋蔵文化財の一部、これはやっぱり期間は相当かかるんですか。そんなにはかからないんですか。

○黒木委員長 坪課長。

○坪都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

工事をやるごとに、埋蔵文化財の調査をしておりますので、工事が終わるまで調査は続くと思えます。

以上でございます。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 それでは、議案第23号 平成30年度水戸市東前第四土地区画整理事業会計予算並びに議案第24号 平成30年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算についての質疑は終わらせていただきます。

次に、議案第30号 平成30年度水戸市下水道事業会計予算について、質疑のある方は発言願います。

飯田委員。

○飯田委員 すみません、これ、議案書⑥の2ページ目に、真ん中でちょっと見づらんですが、収益的収入及び支出ということで、これ支出のほうですか、2ページ目の3番目に特別損失ってありまして、そのうちの1ということで、過年度損益修正損203万円、これはどういうものなのか。その過年度の何か経理の誤りによって修正したような損失というふうなものなんですか、中身です。

○黒木委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいま飯田委員から御質問のありました、過年度損益修正損につきましては、過年度の下水道使用料や受益者負担金のうち、二重で収納してしまったもの等の還付に使用される科目でございます。

以上でございます。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようですので、議案第30号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第32号 水戸市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 これは、純利益を翌年度に繰り越すと。繰り越したお金を基金に積み立てるといふことの議案ですが、この議案説明会で示された資料を見ますと、毎事業年度に生じた利益の全部または一部を利益積立金、それから建設改良積立金、そして減債積立金に積み立てるといふことがあります。そうなりますと、今後、純利益が出てきた場合に、どんどん基金に積み立ててしまうといふことにはならないかという心配があるんです。要するに、減債積立金に積み立てれば、ある程度返済に使われるけれども、利益積立金に使われれば、結局は下水道部とかにため込んでなどになってしまうといふことなんです、その辺の考え方でいい、お聞きしたいと思います。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

利益剰余金の積み立てについてでございますが、現在企業債残高が多額に上っている状況でございます、利益剰余金につきましては、全額減債積立金に積み立て、起債の償還に使っていただくということで考えてございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 昨日出た資料を見ますと、企業会計になってから、平成27年度に1,426万円が、純利益が出たと。平成28年度は1億45万円が出たということで、これから毎年出てくると思うんですが、これが今回の制度の改正によって、要するに利益積立金などに回されてしまって、結局は基金はふえたんだけど、その分だけ料金値上げになってくるようになっては非常に困るわけですよね。その危険はないのかと。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問ですが、先ほど答弁申し上げましたとおり、企業債残高が現在多額に上っている状況ですので、利益剰余金につきましては、全額減債積立金に積み立ててまいりたいと考えてございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、減債積立金に積み立てたら、その先はどんなふうになるんですか。その積み立てたお金は何に使われるのかと。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 減債積立金に積み立てた金額につきましては、翌年度に起債の企業債の償還に使ってまいります。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、水戸市は下水道については、平成31年か、来年か再来年度に値上げの計画がありますよね。水道料金も来年の10月は消費税の10%のアップで値上げになるというような話が出ていますが、そうすると、どんどん料金が値上げになっていくと。その分が、私は減債積立金じゃなくて、利益積立金などに積み立てられてます、料金が上がっては大変だと思いますので、ぜひ、やっぱり減債積立金に回して、

そして料金の値上げをなるべくしないように、抑えるようにしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 減債積立金への積み立てにつきましては、企業債残高が多額に上っておりますので、毎年度全額積み立てて、起債の償還に充てていきたいとは考えてございますが、下水道使用料の見直しにつきましては、それとはまた別次元で受益者負担の適正化を図るために使用料等審議会等にお諮りいたしまして、また別に検討してまいりたいと考えてございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、料金値上げの計画が出されましたけれども、ぜひ、料金値上げがないように、今後も私もしっかり見守っていきたいと思いますので、値上げしないようお願いしたいと思います。

以上です。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 議案第32号ですね、これは設置条例の一部改正ということなんですが、同じようなものが水道事業にもあったんですけれども、改正理由は、利益の処分についての経営方針を条例において明確にするということが書いてあるんですが、これは本来であれば、今年じゃなくて去年とか、その前のときに出す条例だったんじゃないですか。それとも今年でいいんですか、時期的には。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

下水道事業会計は平成27年度から、地方公営企業法の財務規定を適用してございまして、その後平成27年度、28年度と2回決算を終えまして、事務の取り扱い等にも十分なれまして検証を行えたこともございまして、このたび条例として、明文化させていただくということにいたしました。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 平成27年度の決算から、残高が出ているものですから、ちょっとそういうふうには思ったけど、それとこの利益が出た場合に20分の1以上は減債積立金に積み立てると、こうありますけれども、これは法律上、20分の1というふうになっているとは思いますが、この20分の1の根拠というのはわかりますか。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの飯田委員の20分の1の根拠についてでございますが、下水道部では、今後水道部との統合を予定しているということもございまして、水道事業との整合性も考えまして、水道部のほうの条例と統一してございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 それはそうなんですけれども、これは法律上20分の1と書いてあるのとは違うんですか。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの飯田委員の御質問ですけれども、地方公営企業法が改正されまして、改正前の地方公営企業法におきましては、利益の20分の1以上を減債積立金に積み立てることとはされてお

りました。

○黒木委員長 ほかにございますか。

〔「終わり」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第32号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第34号 常磐線内原・赤塚間赤塚駅西線公道橋新設工事委託協定の変更について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 赤塚駅西線の地下のトンネル工事ですけども、この中で資料が出されました。その中で下水道、要するに雨水排水対策の資料が高橋委員の要求で出ましたけれども、この雨水を排水するんですけども、どのぐらいの雨に対応できる排水対策なんでしょうか、これは。要するに、集中豪雨になったときに、この雨水管がどのぐらいまで対応できるのかお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 安達課長。

○安達道路建設課長 今の中庭委員の質問にお答えします。

大体50ミリメートルを想定しております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 50ミリメートルっていうと、私もちょっと50ミリメートルと言われてもピンとこないんですけども、50ミリメートルってどのぐらいの、例えば、1時間で50ミリメートル、そうすると1時間で5センチメートルの雨が降るのには対応できるということですか。そうすると、例えば1時間で10センチメートル降るとかそうなると、もうここは通行どめになっちゃうのかな。それはどうなんですか。

〔「1時間で50ミリメートルだもん、なんめえよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 1時間で50ミリメートルというのは5センチメートルでしょ。1時間5センチメートルですよ。そうすると1時間10センチメートル雨が降ったらば、これ対応できないと。そうなると、よく駅なんかで……

〔「1時間で50ミリメートルだよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 1時間で50ミリメートルでしょ、1時間で5センチメートル。だから、1時間で例えば10センチメートル、100ミリメートルの雨が降った場合には対応できないと。そうなると、例えばよく……

〔「100ミリメートルも降ったら家が沈んでるよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 沈んでいる。そのときね、例えば水戸駅の南口の坂がありますよね、橋をくぐる坂。あそこはよく通行どめになったことがありましたけれども、そういう点ではどのような、大丈夫なのかということですけども、ああいうふうにはならないのかと、水戸駅の南口みたいなことにはならないか、一応答弁をお願いします。

○黒木委員長 安達課長。

○安達道路建設課長 今の中庭委員の質問にお答えいたします。

近年の局地的な豪雨に対しては、想定外の状況が想定されることから、注意看板と路面標示などで事前に

冠水のおそれのある場合にはドライバーに周知させることや、冠水時に通行どめを行い、ドライバーに冠水の危険性を周知させる対策を講じていきたいと思っております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 この工事を見ると、もっと例えば10センチメートルの降水に耐えられるとかそういう工事にすると莫大なお金がかかるのかな、これは。その辺はどうなんでしょうかね。

○黒木委員長 安達課長。

○安達道路建設課長 先ほどお答えしたように、局地的な自然豪雨でございますので、やはりその想定される、やっぱり100ミリメートルとか200ミリメートルという、今、時代ですので、なかなかそれに対応できる排水構造物はちょっと現実的には施工するのは難しいかと。

〔「予算は高くなるのですか」と呼ぶ者あり〕

○安達道路建設課長 高くなります。

○黒木委員長 ほかにございますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第34号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第36号 平成29年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正中第8款（土木費）について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 ⑩の説明書の51ページに、泉町1丁目北地区の市街地再開発事業繰越金、繰越明許費として、17億7,750万円が出ていますが、そうすると、この20億円は全額移転補償費だということなんです、この約2億3,000万円ですね、これが補償費に使われたということなんです、この補償費というのは何件ぐらいの買収に使ったお金なのか、まずその辺をお答えいただきたい。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、今年度の予算の20億2,820万円でございますが、この予算に関しましては、市の当初の予算に対しまして、国の内示率、配分がこれよりも少ない現状でございますので、平成30年度に入ってからになろうかと思いますが、この差額につきましては平成30年度中に不用として処理する予定でございまして、実質的な今年度の最終的な予算は、18億7,200万円になる予定でございます。

それに対しまして、繰越予定額が17億7,750万円でございますので、今年度執行した額としましては、約9,500万円ということになってまいります。

また、20億円全てが補償費ではないかという御質問でございましたが、20億円の内訳としましては、補償費のほかに設計費用、あるいは登記費用、こういったものも含まれてございます。また、事前転出補償に要した金額でございますが、今年度、現年分として執行した事前転出補償対応分は、約9,400万円でございます。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が登記簿謄本を取り寄せましたらば、その買収した日付が1月26日とか、今年になってですよ、それから2月だとか、かなり年度末にどたばたと購入したようになっております。そうすると、その何でこんな年度末に購入なさったのかというのと、9,400万円しか使わなかったということなんです、そうするとその差額というのは、結局何だったのかと。まず、要するに何件をこの9,400万円で購入したんですか。何件の土地を購入したんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

年度末に集中している理由でございますが、組合として事前転出補償に対応するためには、組合がまず組成されていることが前提となってきます。昨年6月に県知事の認可を受けて、泉町1丁目北地区市街地再開発組合が法人として組成されました。それを受けて、それ以降に、今回事前転出補償に対応した各地権者と面談をし、希望を募り、予算との対応を調整しながら、5人の権利者に対して対応してきたもので、年度末に時期がならざるを得なかったという事情でございます。

また、5人の事前転出補償者に対します補助金の充当としましては、先ほど申し上げました平成29年度、現年度分として9,400万円のほか、平成28年度繰越予算、これも合わせて対応しているところでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、平成29年度は9,400万円使ったと。平成28年度は何人に対して幾ら支払ったんですか、補償費として。平成28年度の繰越予算から支払った金額は幾らですか。対象人数と金額。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

対象の相手方の数としましては、5名でございます。1人の相手方に対して、平成28年度、29年度の2カ年での予算を充当して対応したという状況でございます、金額としましては、平成28年度予算、約4億7,000万円を充当してございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、平成28年度は1人の人に対して4億7,000万円を支払って、平成29年度は残り4人の方に9,400万円を支払ったということですか。それとも、5人に平成28年度の残った1人分と、あと平成29年度は4人分、9,400万円を支払ったということですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

5名の地権者全員の対応として、平成28と29年度の予算をもって対応しております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、使ったお金は平成28年度が4億7,000万円、それから平成29年度が9,400万円だから、5億6,400万円支払ったということですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、午前中の審議でも指摘しましたが、この中には、角のビルですけれども、昔ローソンがあったビルですけれども、あの中にまだ営業なさっている方がいて、営業については続けたいという方が入っていたビルを買収してしまったということもありました。

これは、やはり地権者の、あるいはテナントの業者さんの意見を無視して買収してしまったということにはならないかと、そういうことは全く考えないで買収したんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

御質問の物件につきまして、組合が対応したその状況について御説明させていただきます。

御指摘のビルにつきましては、借家人お1人がいらっしゃいます。今回、組合が買収するに当たりましては、従前の所有者と借家人の関係は現状のまま継続するという条件のもとでオーナーを組合に、所有権を変更したものでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 いやね、その方は買収されてしまうと、新市民会館ができたときに営業を続けられないということになってしまうんですよ。だから、結果的にはそのテナントの人の意見を無視して、結局買収したということになるんですよ。そうなりますと、この事前の買収については、その方の生活の再建とか何かというのが条件になっていますよね。そこから見ても、私は今回の買収はそういう人たちがいるにもかかわらず無理やり買収してしまったということで、怒りの声も上げていらっしゃるんですけども、その点は権利変換計画もない場合の買収の仕方としてはまずいんじゃないかと。これは、国のそういう指導にも反しているんじゃないかというふうに思うんですが、その点はいかがですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

借家人様に対する対応でございますが、借家人におきましても、希望をすれば従後の新たな床に従前の借家権としての権利を残すことができるという法律になってございまして、借家権を、従前の権利を保護する責任が施工者にはございます。決して借家人を追い出すということが今回の買収行為につながるものではございません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 要するに、それは持ち主の話でしょうよ。今の言っているのはテナントの話ですよ。じゃ、テナントの方の意見を無視して、例えばビル所有者の方が売ってしまうといった場合に、これは結局その方は今後、せっかく長い間営業していたのができなくなってしまうということにつながるわけです。そうすると、この権利変換計画前に土地を買収する、あるいは権利を買収するという場合には、希望者の中には要するに生活再建の相当の理由がある場合って書いてあるんですよ。そこから見れば逸脱していないかと思うんですが、いかがですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 改めて御説明させていただきます。

先ほど権利の保護が約束されると、施工者にはその義務があると申し上げましたが、これは借家人につきましても、施工者としてそういう義務があるという法律になってございますので、誤解を与えましたことにおわび申し上げます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 当然、そのテナントの方にも引き続きその場で営業したいということを、結局踏みにじって、買収をして、その方は非常に怒りの声を上げていましたよ。私も聞きました、実際。ですから、そういう点では、今回のやり方は、こういうことが今後どんどん広がっていくんじゃないかというふうに テナントの方が何人もいらっしゃいます。そのビルの脇のビルだってテナントの方がいらっしゃいます。

ですから、そういう点は、私はこういうやり方をどんどんやっていったらば、その住んでいる地権者の方の生活がますます脅かされる、営業権が脅かされるということで、私は到底納得できないというふうに思います。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようですので議案第36号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第39号 平成29年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようですので、議案第39号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第43号 平成29年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑のある方は発言願います。

飯田委員。

○飯田委員 議案書⑩の3ページ目に、キャッシュ・フローということで出ておりますが、この中の財務活動の部分なんです、一時借入れで、30億円借入れて返済しているということなんです、これは実際に借りている借入先と借入期間というのがわかると思うんですが、それを教えてもらいたいと思います。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの一時借入れについての飯田委員の御質問ですが、こちらに30億円と計上されておりますのは、限度額を計上してあるものでございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうすると、実際に今回この平成29年度で借りてはいないということでもいいんですか。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 はい。平成29年度では一時借入れは行っておりません。

○黒木委員長 ほかにございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようですので、議案第43号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、19日月曜日の委員会は午前10時に開会したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時 1分 散会